

データでわかる居宅サービス④

資料提供 & 分析：タムラプランニング & オペレーティング

「訪問介護」「訪問入浴」「訪問看護」「訪問リハビリ」「デイサービス」「デイケア」「福祉用具貸与」「ショートステイ」「ショートステイ（老健施設）」「ショートステイ（療養型）」「居宅介護支援」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型デイサービス」「認知症対応型デイサービス」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」の17種類の居宅サービスに関する分析を行った（2018年5～6月時点）。今回

は、「デイケア」「福祉用具貸与」「ショートステイ」「居宅介護支援」のデータを紹介する。

データは各都道府県からの情報（介護サービス情報の公表制度およびヒアリング等）をもとに、同社で独自にデータの精査と編集を行っているため、N値は各分析によって異なる場合がある。
※拠点に複数の異なる居宅サービスが併設されているケースでも、サービス種別ごとに1事業所として扱っている。

【参考】

本レポートで取り扱う介護保険居宅サービスの概要（全17種類）

本レポートでの名称	介護保険上の名称	備考
1. 訪問介護	訪問介護	・訪問介護員（ヘルパー）が、高齢者の自宅にうかがい、食事等の生活支援および介護を行う。
2. 訪問入浴	訪問入浴介護	・高齢者の自宅に簡易浴槽（入浴車両）を持ち込み、入浴サービスを提供。
3. 訪問看護	訪問看護	・看護師等が、高齢者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。
4. 訪問リハビリ	訪問リハビリテーション	・理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等が高齢者の自宅を訪問し、医学的リハビリを行う。
5. デイサービス	通所介護	・高齢者が日帰りで通い、食事や入浴、リハビリ等のサービスを行う。
6. 療養型デイサービス	療養通所介護	・看護師による観察が必要な病気や認知症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象に食事や入浴、生活機能向上のためのサービス等を行う。
7. デイケア	通所リハビリテーション	・医療法人が運営する通所系サービス。食事や入浴、リハビリ等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。*
8. 福祉用具貸与	福祉用具貸与	・適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与するサービス。
9. ショートステイ	短期入所生活介護	・施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護やリハビリ等のサービスを行う。
10. ショートステイ（老健）	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	・施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。*
11. ショートステイ（療養型）	短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	・施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとにおける介護、リハビリ、医療等のサービスを行う。 ・医療機関の場合、介護保険法71条にもとづくみなし指定が行われる。*
12. 居宅介護支援	居宅介護支援	・介護支援専門員（ケアマネージャー）がケアプラン作成等のサービスを行う。
13. 定期巡回・随時対応サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・介護保険法の改正により、2012年から新設された地域密着型サービス。 ・24時間365日必要なタイミングで介護と看護の一体的なサービスを行う。
14. 夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・夜間時における定期巡回や、緊急時体制により、24時間の対応が可能なサービス形態。
15. 認知症対応型デイサービス	認知症対応型通所介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・認知症高齢者に特化した専門的なデイサービス。
16. 小規模多機能	小規模多機能型居宅介護	・介護保険法の改正により、2006年から新設された地域密着型サービス。 ・「訪問」「通い」「泊まり」のサービスが一体的に受けられる。
17. 看護小規模多機能	看護小規模多機能型居宅介護	・介護保険法の改正により、2012年から新設された地域密着型サービス。2015年に「複合型サービス」から改称された。 ・「通い」を中心として、短期間の宿泊や訪問介護、訪問看護を組み合わせ一体的なサービスを行う。

※上記サービスには介護予防のみを運営している事業所は除く。

※みなし指定とは：病院、診療所が健康保険法の規定による保健医療機関等の指定等を新たに受けたときは、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護療養型医療施設（介護療養型医療施設）に限り、指定があったものとみなされる。

デイケア

1. 開設傾向

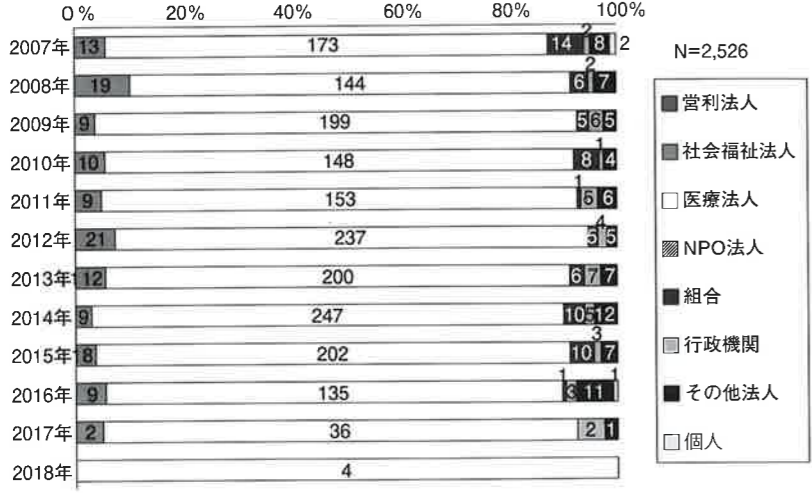
医療法人による開設が毎年80%以上

デイケアは人員基準で常勤1人以上の医師が求められている。医療的側面が強いため、参入事業者も医療法人が大多数を占めている。事業開始年別に運営法人の開設割合をみると、毎年、医療

法人による開設が80%以上と圧倒的多数を占めており、社会福祉法人等と比較してもその数は突出している（P53図表1）。

デイケアは、リハビリに特化した通所サービスでありながら、リハビリ特化型デイサービスが増えてきている昨今、両者の違いが不明瞭になりつつある。今後、デイケアは医療ニーズが多い利用者への対応や、医療との一層の連携を図るなど、デイサービスとの差別化が求められてくると考えられる。

図表1 事業開始年別 運営法人内訳



株式会社タムラプランニング&オペレーティング
1987年会社設立。高齢者住宅の開設コンサルタントとして全国で30数カ所を立ち上げる。
現在、高齢者住宅(2019年4月版)・居宅サービス(2019年7月版)・自治体別将来予測(2018年版)の3種のデータを取りまとめ、好評販売中。
< <http://www.tamurakikaku.co.jp/> >

浴を中心とする事業所の占める割合が増加傾向にある。しかし、浴槽の設置割合をみると、「大浴槽のみ」の設置が41%と最も高く、「個浴/大浴槽」が36%、「個浴のみ」が23%となっており、依然として大浴槽を設置している事業所が多くなっている(図表2)。また、「個浴のみ」の設置割合は、デイサービスの32%

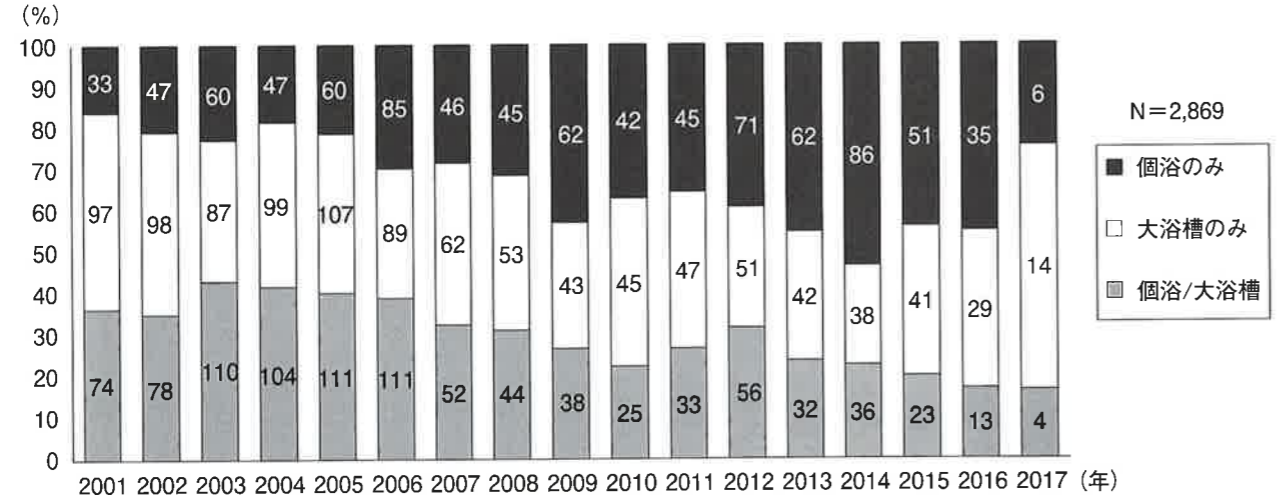
(弊誌9月号参照)と比較しても低くなっている(図表3)。特殊浴槽およびリフト浴の併設内訳をみると、「特殊浴槽のみ」が38%と高い一方で、特殊浴を設置していない事業所も3割を超えている。デイサービスよりも「特殊浴槽/リフト浴」の割合が高くなっている(図表4)。

2. 大浴槽・個浴・特殊浴槽・リフト浴の設置割合

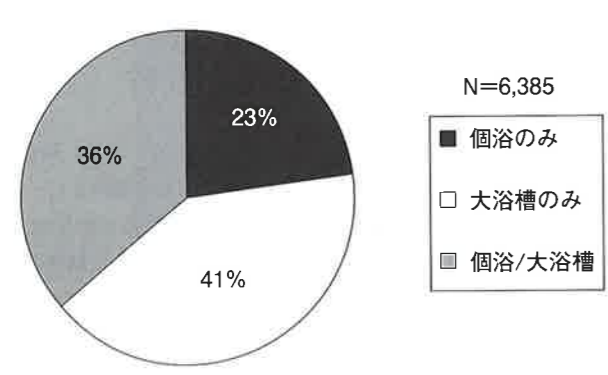
個浴設置割合はデイサービスに比べて低め

デイケアの浴槽の設置割合を事業開始年別にみると、近年は個

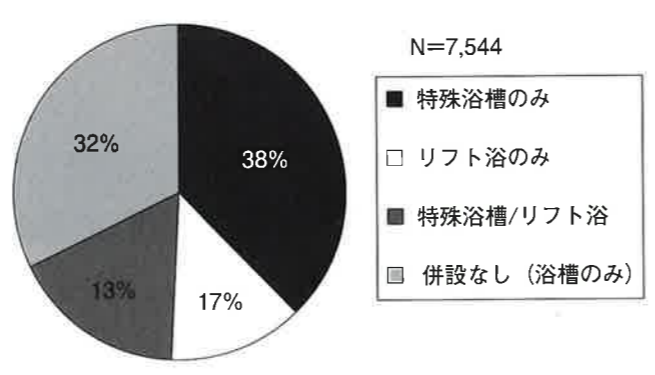
図表2 事業開始年別 個浴・大浴槽内訳



図表3 個浴・大浴槽内訳



図表4 特殊浴槽の内訳



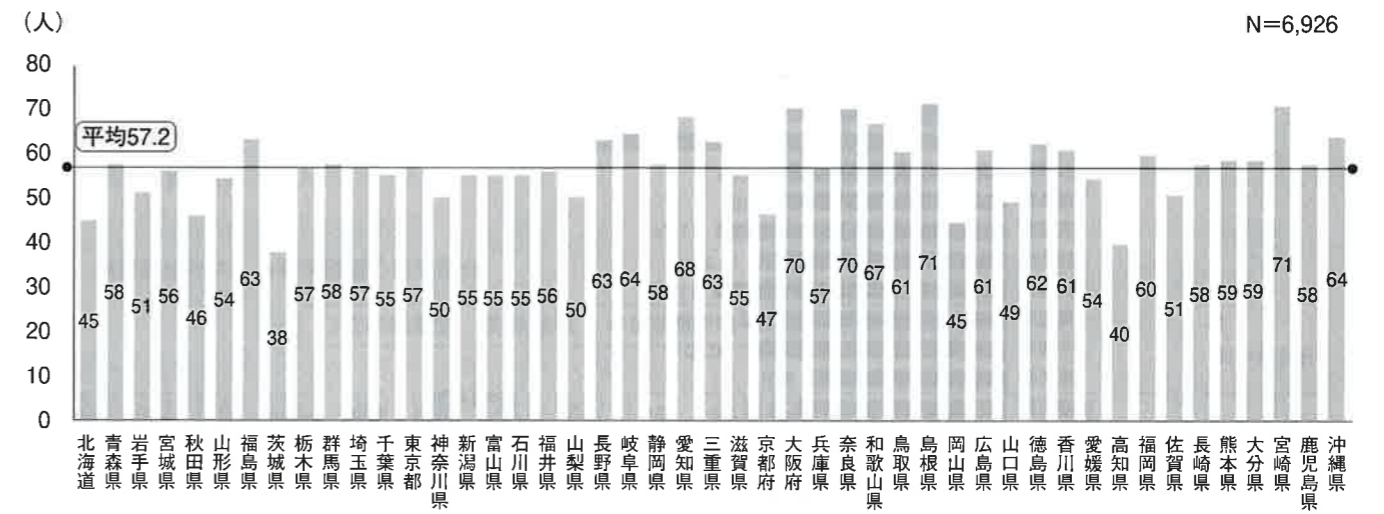
福祉用具貸与

1. 福祉用具専門相談員の要介護者数1万人当たりの常勤換算人数

全国平均は57.2人で西日本エリアに多い傾向

要介護者1万人当たりに対する福祉用具専門相談員の常勤換算

図表5 都道府県別 常勤換算人数



2. 業務委託の状況

他社からのレンタルが83%

全国の福祉用具貸与事業所のうち、福祉用具が自前であるか、他社からのレンタルであるかの割合をみると、全体の83%がレン

人数を都道府県別にみると、全国平均57.2人に対して、最も多いのは「島根県」「宮崎県」の71人、次いで「奈良県」「大阪府」の70人、「愛知県」の68人と続いている(図表5)。

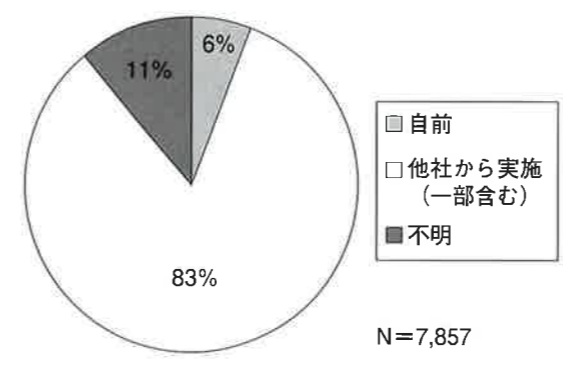
東日本エリアよりも西日本エリアで相談員の人数が多い傾向がみられる。

最も少ないのは「茨城県」の38人。次いで「高知県」40人、「北海道」「岡山県」の45人となっている。

タルとなっており、自前の用具を使用している事業所はわずか6%だった(図表6)。

レンタル委託先の事業所数のランキングをみると、もっとも多く受託しているのは、パラマウントケアサービス(株)で2946事業所となっている(図表7)。

図表6 他社からのレンタル実施状況



図表7 レンタル委託先ランキング

順位	事業者名	事業所数
1	パラマウントケアサービス(株)	2,946
2	(株)日本ケアサブライ	1,879
3	日建リース工業(株)	1,503
4	フランスベッド(株)	1,199
5	(株)ニシケン	894
6	(株)ニチイケアネット	879
7	(株)ランダルコーポレーション	837
8	(株)セリオ	665
9	アビリティーズ・ケアネット(株)	635
10	(株)豊通オールライフ	547

ショートステイ

1. 利用者の平均利用日数

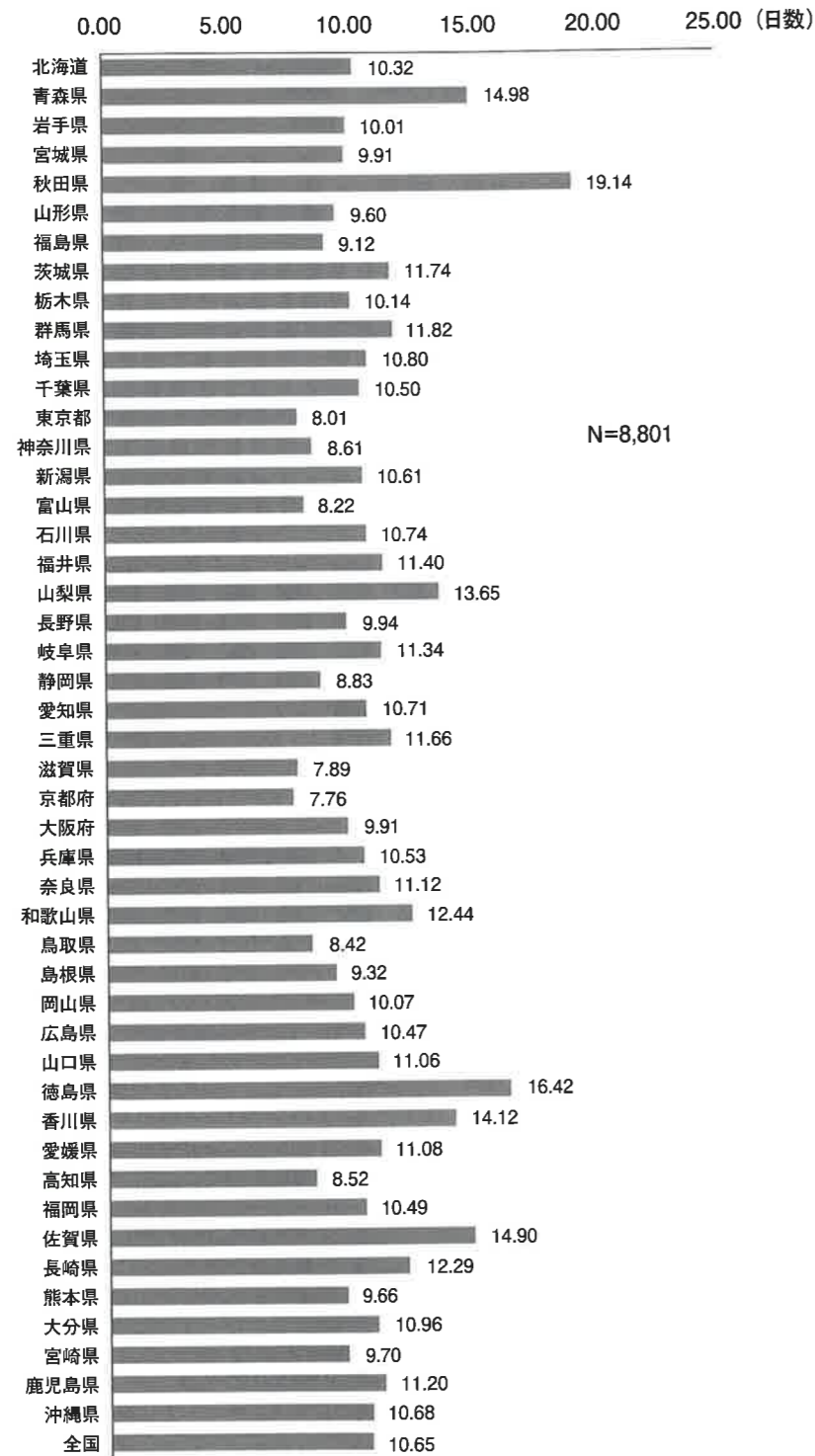
全国平均利用日数は10.65日

ショートステイの平均利用日数を都道府県別にみると、全国平

均は10.65日で、最多は「秋田県」の19.14日が突出して多くなっている。次いで「徳島県」の16.42日、「青森県」の14.98日、「佐賀県」の14.9日と続いている（図表8）。

全国で最も高齢化率の高い秋田県（調査年で35.7%）では、施設の供給不足等を背景に、ショートステイ事業所数が多くなっており、利用の長期化につながっていると考えられる。

図表8 都道府県別 平均利用日数



2. 事業所形態の種別割合

事業所形態は併設が主流

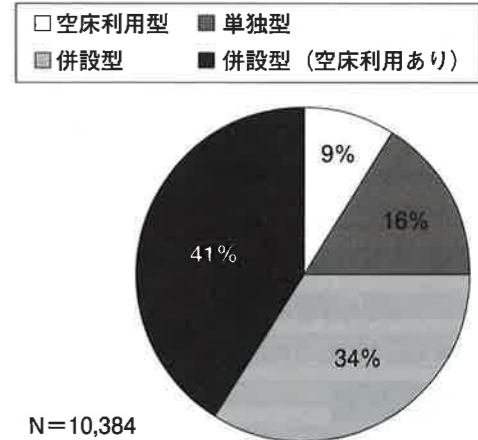
ショートステイの事業形態を「空床利用型」「単独型」「併設型」「併設型（空床利用あり）」に区分すると、内訳では、「単独型」は16%にとどまっている。

一方「併設型」および「併設型（空床利用あり）」を合わせると全体の75%を占めており、併設して運営する事業形態が主流となっている（図表9）。

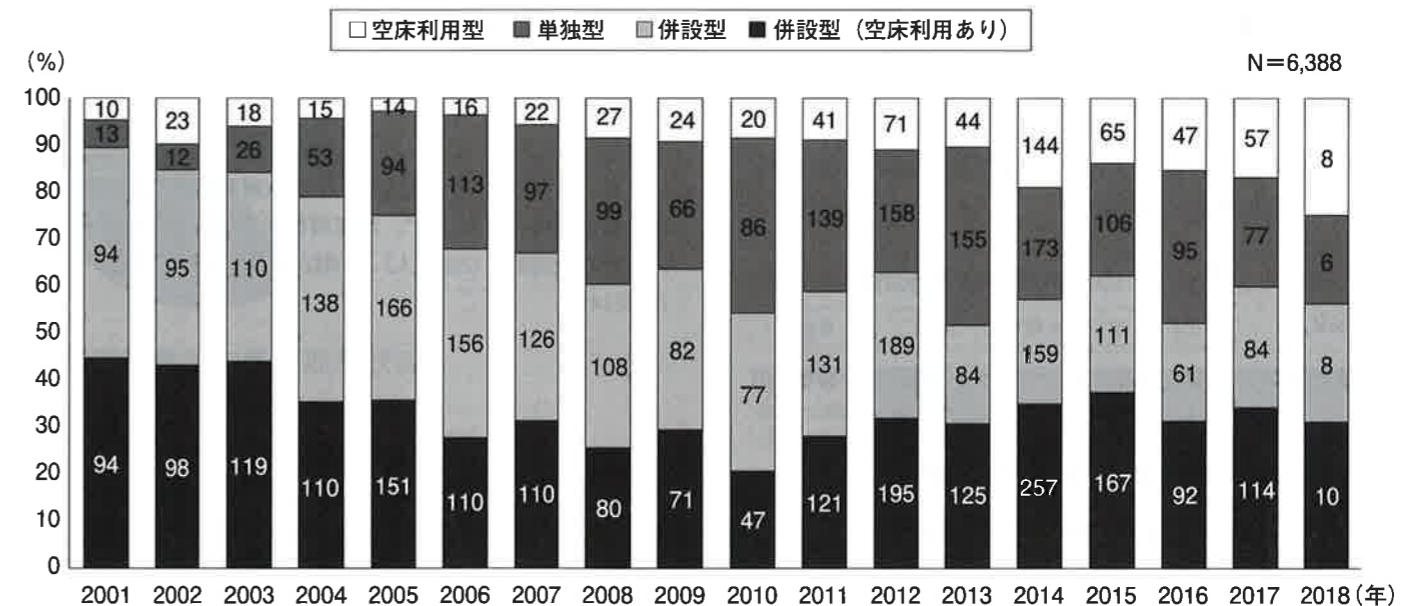
ただし、事業開始年別にみると、「併設型」と「併設型（空床利用あり）」を合わせた割合は、近年は50~60%で推移しており、「単独型」「空床利用型」も一定の増加を続けている（図表10）。

運営法人の内訳は、「併設型」は9割が社会福祉法人で占められているのに対し、「単独型」は6割が営利法人で占められるという違いがみられた（図表11）。

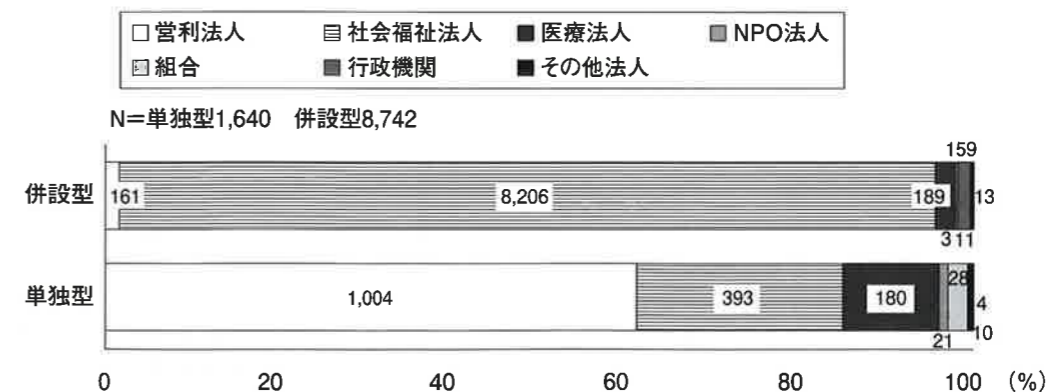
図表9 事業所形態の種別割合



図表10 事業開始年別 事業所形態の種別割合



図表11 運営法人別 事業所形態の種別割合

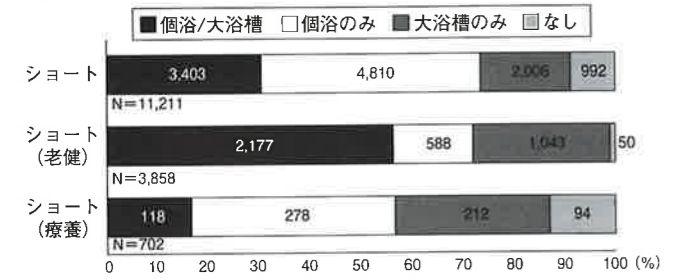


3. 浴槽の設置状況

ショート(療養)は「浴槽なし」の割合が高い

ショートステイの浴槽の設置状況を事業タイプ別にみると、通常のショートの個浴の設置割合は、大浴槽との併設も合わせると7割超と高くなっている。一方、ショート(老健施設)の個浴の設置割合も、併設を含め7割を超えるものの、内訳には差がみられる。「個浴のみ」の割合が低く、「個浴/大浴槽」の設置が半数

図表12 タイプ別浴槽設置割合(個浴等)

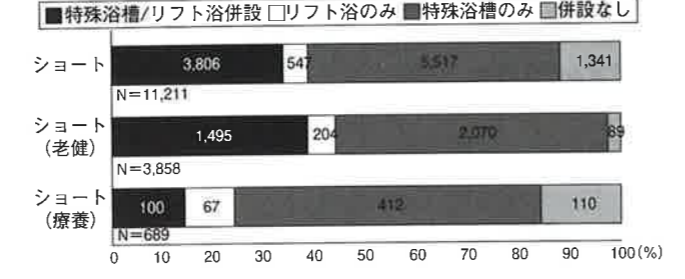


以上を占めている。

ショート(療養型)は浴槽自体を設けていない事業所割合が1割に及ぶ。これは一部の事業所でシャワーのみを設置していることが影響していると考えられる(図表12)。

特殊浴槽の割合は、通常のショートとショート(老健施設)では大差はみられないが、ショート(療養型)は、前述の理由から「併設なし」の割合が他事業タイプより高くなっている(図表13)。

図表13 タイプ別浴槽設置割合(特殊浴槽)



人当たりの数を都道府県別にみると、最多は大阪府の8701人、次いで東京都の8592人となっており、2府都で全国の17.6%を占めている。

一方、要介護者1万人当たりの介護支援専門員の常勤換算人数は、全国平均が215.7人で、都道府県別では最多が大阪府の268人、次いで沖縄県(254.4人)、和歌山県(253.2人)と続いている(図表14)。

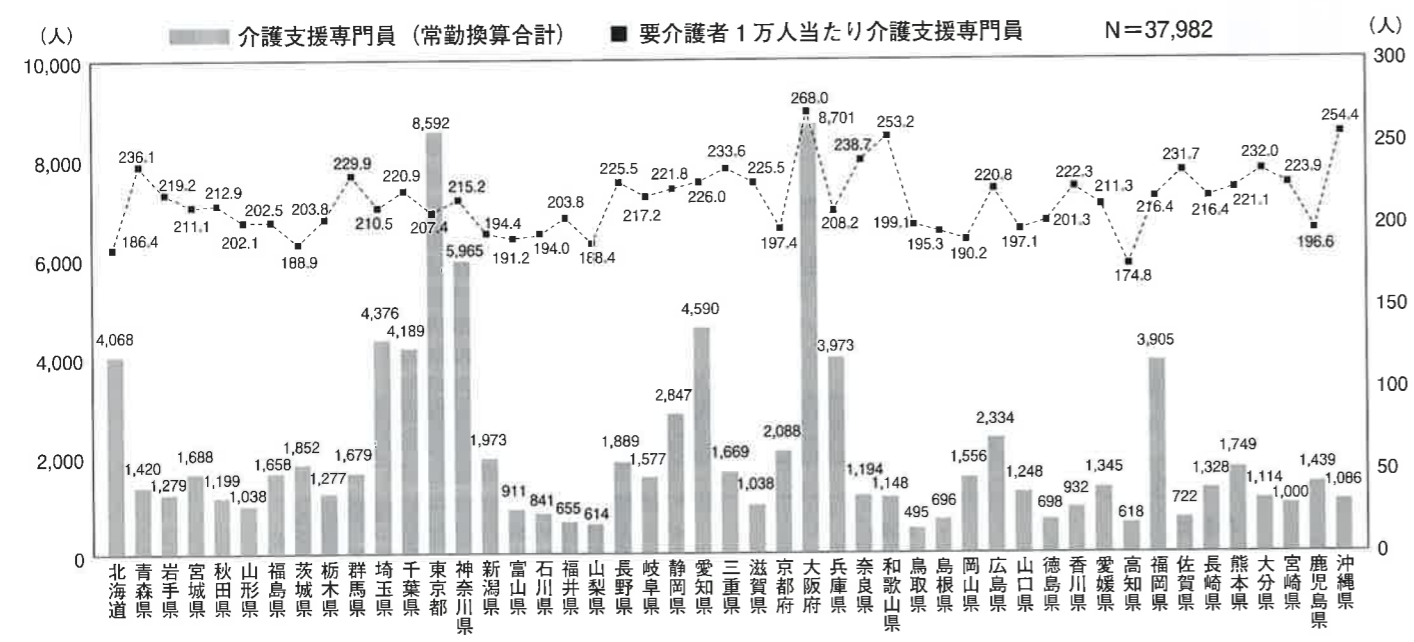
居宅介護支援

1. 介護支援専門員の常勤換算人数および要介護者1万人当たりの数

要介護者1万人当たりの介護支援専門員の数は215.7人

介護支援専門員の常勤換算人数について、総数と要介護者1万

図表14 都道府県別 介護支援専門員常勤換算人数



2. 介護支援専門員の配置人数常勤換算/平均給付管理件数

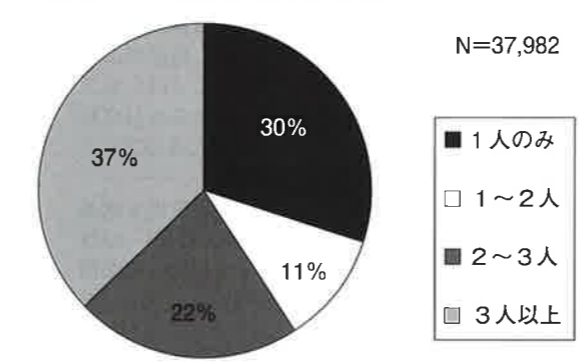
「1人のみ」の事業所が30%

介護支援専門員の配置人数の割合をみると、「3人以上」が37%で最も高く、次いで「1人のみ」の30%となっている。独立した個人で居宅介護支援業務を行う単独事業所も依然として多い(図表15)。

事業所数上位事業者別にみると、アースサポート(株)は「1人のみ」の事業所が58.3%と高い一方、済生会グループ、やさしい手グループでは「3人以上」が約7割となっており、事業者による方針や体制の違いがみられる(図表16)。

配置人数別の平均給付管理件数は全体的に介護支援専門員の配置人数が少なくなるにつれて給付管理件数も少なくなる傾向にある(図表17)。

図表15 介護支援専門員配置人数



3. 特定事業所加算の取得状況

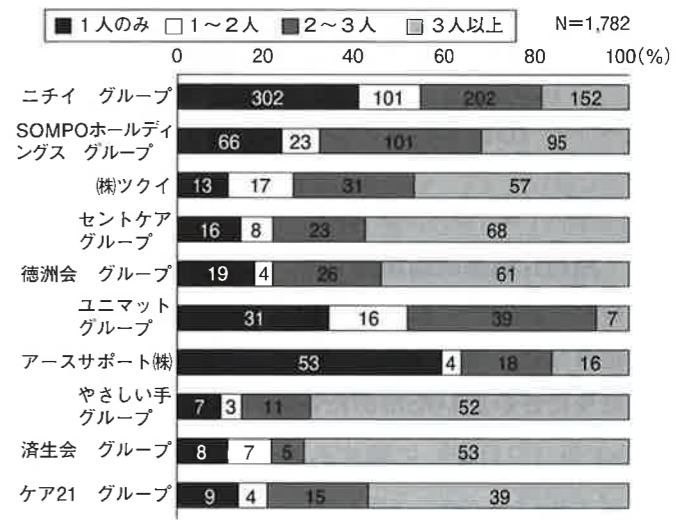
特定事業所加算(I)の算定はわずか1.6%

特定事業所加算(I)を算定している事業所は584カ所で全体の1.6%にすぎない。最低5人以上の人員配置の必要性に加え、重度要介護者の一定利用の要件を満たすことが困難なためと考えられる。特定事業所加算(II)は16.9%、2015年度新設の(III)は11.3%の事業所が算定している(図表18)。

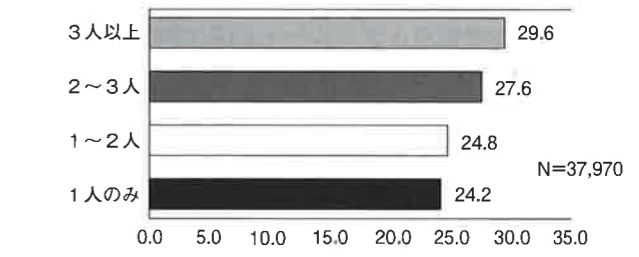
事業所数上位事業者別でも、(I)を算定している事業者はほとんどない。加算(I)~(III)を合わせて済生会グループやケア21グループは事業所数割合で6割を超えているが、ユニマットグループは1割未満であるなど、事業者によって対応が異なっている(図表19)。

※特定事業所加算(I):主任介護支援専門員2人以上、および常勤・専従の介護支援専門員3人以上を配置し、利用者は重度の要介護者が中心等(500単位/月)
 ※特定事業所加算(II):特定事業所加算(I)の一部を満たし、主任介護支援専門員および常勤・専従の介護支援専門員3人以上を配置等(400単位/月)
 ※特定事業所加算(III):特定事業所加算(I)の一部を満たし、主任介護支援専門員および常勤・専従の介護支援専門員2人以上を配置等(300単位/月)
 ※介護サービスの公表制度により提供時間がわかる事業所のみを対象

図表16 上位事業者別 介護支援専門員配置人数



図表17 配置人数別 平均給付管理件数(全国)



図表18 特定事業所加算取得状況



図表19 上位事業者別 特定事業所加算取得状況

